

4-2 緑の整備計画

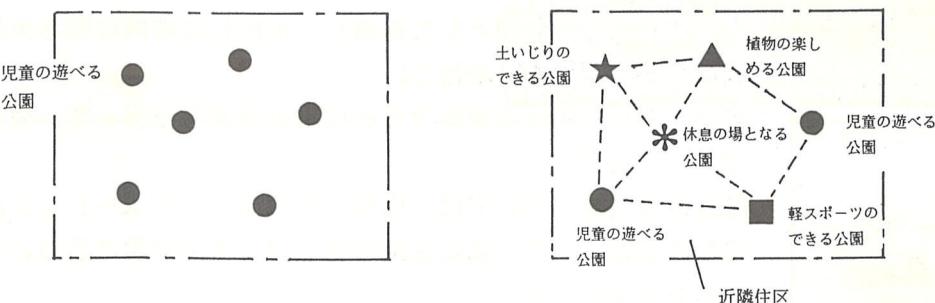
ここでは前章のテーマ別方針に基づき、緑の整備の対象となる都市公園について、その整備計画を定める。

1) 整備の基本方針

- ・生活空間の身近な公園について、市民の幅広い利用に対応できる公園づくりを目指す。
- ・身近な公園から基幹的な公園までの防災機能を備えた公園網を整備し、災害時の避難・復旧の場として役立てる。
- ・高齢化社会への対応として、市民の健康の維持増進に寄与する公園づくりを目指す。
- ・市街地内的一部の公園についてビオトープ空間としての公園づくりを行い、市街地環境の改善や都市の自然性の回復に役立てる。
- ・市民のレクリエーション活動の拠点となる基幹公園を整備する。
- ・鎌倉のもつ豊かな自然的、歴史的資源を活かした、市民及び来訪者の自然・歴史文化とのふれあいの場となる風致公園、歴史公園を整備する。
- ・自然や歴史だけでなく、新しい鎌倉の魅力を伝え、街の活性化につながる、交流の場となる公園を整備する。
- ・都市の自然的環境の保全・改善や都市景観の向上に重要な役割を果たす保全緑地については、その一部を施設緑地である都市公園・緑地として位置づけ、公園化による緑の保全を図る。

2) 公園種別毎の整備方針

上記の基本方針に沿って、各公園種別毎の整備方針を以下のように定める。

公園種別	整備方針
街区公園	<ul style="list-style-type: none">既設公園については、これまで主に児童の遊び場として整備されてきた公園の一部を地域住民の幅広い利用に対応できるよう再整備する。具体的には、日常生活圏内に配置されている複数の街区公園を群としてとらえ、休憩、軽運動、遊び等地域や住民の要望に沿った様々な活動に対応できる公園群の形成を図る。 <p>街区公園の再整備の考え方</p> 

公園種別	整備方針
街区公園	<ul style="list-style-type: none"> 今後、宅地開発等によって新たに生まれ出される街区公園については、一定規模以上の用地が確保されるよう、用地の集約化を誘導する。 各公園について必要な防災機能をもたせるとともに、一部の公園については樹木の植栽を行って身近なビオトープ空間をもつ公園づくりを行う。   <p style="text-align: right;">小規模街区公園の集約化</p> <p style="text-align: center;">小規模な街区公園</p> <p style="text-align: right;">公園用地の集約化</p>
近隣公園	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の幅広いニーズに対応し、健康づくりにも役立つ施設内容を備えた公園整備を行う。 必要な防災機能をもたせるとともに、ビオトープに配慮した環境づくりを行う ・深沢新都市開発地においては、まちづくりの基本方針を踏まえた、新しい鎌倉の魅力を高める交流の場としての機能をもつ公園整備を行う。
地区公園	<ul style="list-style-type: none"> 笛田公園については、市のスポーツ公園としての性格をもつ公園として位置づけ、施設内容の充実を図る。 新たに整備する（仮称）関谷公園については、その特性である水辺環境を活かした、地域住民の多様なニーズに対応できる公園として整備する。 防災やビオトープ機能を確保する。
総合公園	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉中央公園については、当該緑地のもつ谷戸及び里山の豊かな自然的環境を十分取り入れた公園として整備し、市街化区域内に残る大規模樹林地の保全につながる公園づくりを行う。 また、多目的利用に対応できる広場の整備等を行って、防災機能を備えた公園づくりを行う。 鎌倉海浜公園については、広域的な海浜レクリエーション施設としての機能を確保するとともに、特に海浜の自然環境や海岸線の風致の保全・回復に重点を置いた整備を行う。

公園種別	整備方針
風致公園	<ul style="list-style-type: none"> 当該緑地のもつ眺望地点、谷戸の自然環境、庭園、池等の資源を活かした自然教育の場としての整備を図るとともに、緑地の保全に役立てる。  
歴史公園	<ul style="list-style-type: none"> 公園としての機能だけでなく、鎌倉の歴史をわかりやすく伝える教育の場としての整備を図る。 
緑地	<ul style="list-style-type: none"> 未供用の開発緑地については、都市緑地として自然的環境の保全や都市景観の向上に役立てるほか、一部を公園として整備する。 新たな開発地における斜面緑地のうち、環境保全、防災景観等の面で重要性の高い樹林地等については、都市緑地として確保し、保全する。 

図4-11 緑の整備計画図

